

地方独立行政法人名護市行政事務機構倫理・行動指針

地方独立行政法人名護市行政事務機構は、設立団体（名護市）の窓口において、住所異動、住民票等の証明発行等に係る申請等を受付け、これを処理する申請等関係事務処理法人として、令和6年8月に設立されました。

当法人は、窓口を利用する皆様に、質の高いサービスを提供できるよう努めることはもとより、法人としての社会的責任を果たすことにより、社会の期待と信頼に応えてまいりたいと考えています。

法人の役員及び職員一人ひとりが、このような認識を共有し、高い倫理性を保ちながら、自らの職責を果たすとともに、法人を適切に運営していくための指針として、以下のとおり、「地方独立行政法人名護市行政事務機構倫理・行動指針」を定めます。

1 公的使命の自覚

私たちは、地方独立行政法人の役職員としての公的使命を自覚し、高い倫理観をもつて、自らの行動が法人、業務の信用に影響を与えることを認識して行動します。

2 法令の遵守

私たちは、法令、組織の規程や社会のルールを遵守するとともに、社会の規範と自らの良心に従い、自らを律し、自己研鑽に励み、常に誠実に行動します。

3 住民情報の安全の確保

私たちは、法人事務のあらゆる局面において、住民情報の保護の重要性を深く自覚しながら行動します。

4 窓口利用者との関係

私たちは、事務を正確に処理することはもとより、すべての窓口利用者に対して公平かつ丁寧に対応し、かつ、利用者満足度の向上に努めます。

5 公正性及び透明性の確保

私たちは、法人のホームページ等において、法人運営に関する情報等を積極的に公開することにより、公正で透明性の高い法人運営を目指します。

6 反社会的勢力等への対応

私たちは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然とした態度で対応します。

7 職場の在り方

私たちは、安全で働きやすい職場環境を整えるとともに、お互いの人格や個性を尊重しながら、自主性と創造性を發揮することにより、やりがいと活気に満ちた職場づくりを目指して協働します。